第一種特定工作物の建設

法4条11項

◎ 適用除外編第2章第2節[審査基準 2]

1 要件2について

第一種特定工作物の建設については、床面積の算定ができないので、別表に定める規模(作業能力)により、新設、増設、改築、移転を区別する。

- 2 要件 2 (2)の「増設」の規模について 増加規模が従前の 1 0 0 パーセント以下であるものを増設とし、これを超えるものは 新設とする。
- 3 要件 2 (3)の「改築」の規模について 改築後の規模の合計が従前の 2 0 0 パーセント以下であるものを改築とし、これを超 えるものは新設とする。

(別 表)

第一種特定工作物の種類	第一種特定工作物 の規模(作業能力)	備考
コンクリートプラント	混練機の混練容量 による	騒音規制法施行令別表第1の五の イにいう「混練機の混練容量」で 算出する。
アスファルトプラント	混練機の混練重量 による	騒音規制法施行令別表第1の五の ロにいう「混練機の混練重量」で 算出する。
クラッシャープラント	原動機の定格出力 による	騒音規制法施行令別表第1の三にいう「土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機ふるい及び分級機の定格出力」の合計で算出する。
危険物の貯蔵又は処理に 供する工作物	危険物品の数量 による	建築基準法施行令第116条第1 項の表に掲げる危険物品の種類別 の数量(例えば火薬であればトン 数)で算出する。